

議案第 36 号

市立保育所条例の一部改正について

市立保育所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 26 年 9 月 3 日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

子ども・子育て支援新制度の開始により、保育の必要性の認定を子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）に規定する事由により行うこととなったため、市立保育所の入所資格についての規定を整備し、併せて保育に欠ける事由について定めている藤井寺市保育の実施に関する条例を廃止するものである。

藤井寺市条例第 号

市立保育所条例の一部を改正する条例

市立保育所条例（昭和38年藤井寺市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項を次のように改める。

保育所に入所できる者は、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）の規定による保育を必要とする乳幼児とする。

第5条第2項中「乳児」を「乳幼児」に改める。

第6条及び第7条を削る。

第8条第2項中「第5条第2項」を「前条第2項」に、「幼児」を「乳幼児」に改め、同条を第6条とし、第9条を第7条とし、第10条を第8条とし、第11条を第9条とする。

第12条第1号中「第5条第1項各号のいずれか」を「第5条第1項」に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条を第10条とし、第13条を第11条とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日から施行する。

（藤井寺市保育の実施に関する条例の廃止）

- 2 藤井寺市保育の実施に関する条例（昭和62年藤井寺市条例第7号）は、廃止する。